

令和5年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」
業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和5年6月8日制定

〔保健福祉部保健所健康政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9名以内をもって組織する。

- 2 委員は、保健所長、保健所理事、保健所次長、保健所健康政策課長、保健所健康づくり課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、こども家庭未来課長、学校管理課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、保健所長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(選定基準)

第6条 選定基準は、令和5年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所健康政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。